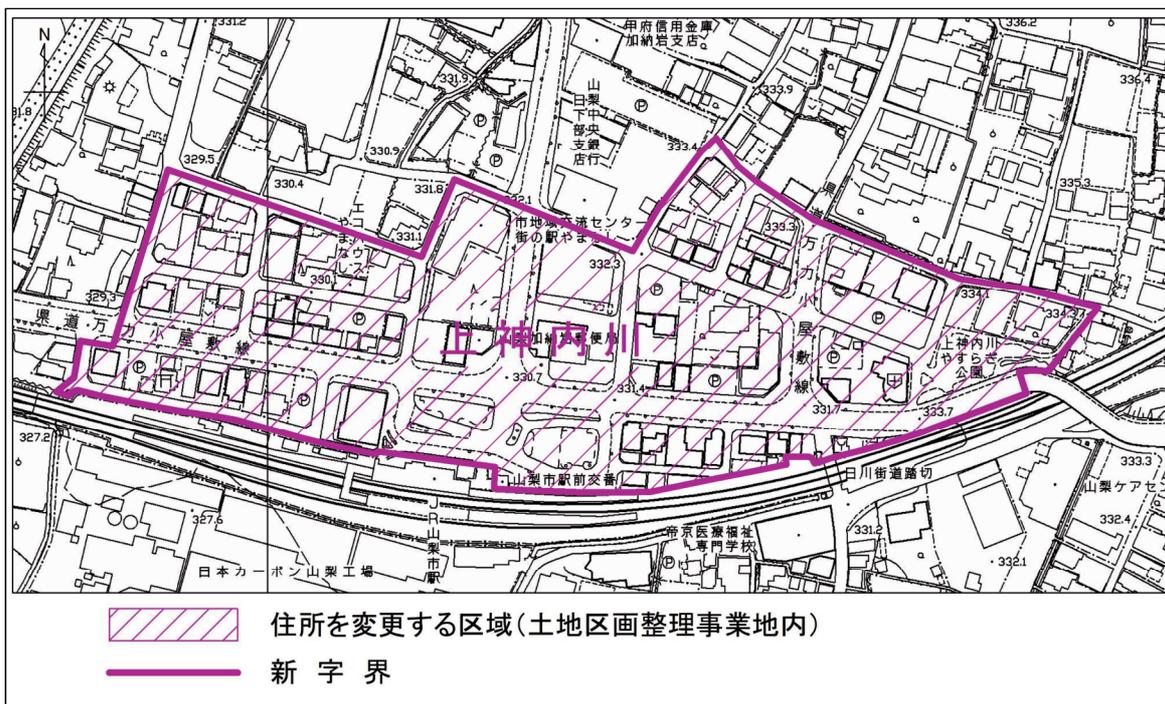


町界地番変更に伴う 住所変更手続きのしおり

山梨市駅前土地区画整理事業の換地処分公告翌日

令和2年1月31日（金）から

あなたの住所（所在地）が変わります。



山 梨 市

～はじめに～

皆さんがお住まいの地域では、山梨市駅前土地区画整理事業によって平成5年度から計画的に市街地整備が行われてきました。これに伴い、この度新しい町として、字区域の変更および土地の地番を整理することとなりました。

この冊子は、山梨市駅前土地区画整理事業換地処分公告（令和2年1月30日）の翌日（令和2年1月31日）から対象区域の住所が変わることによって生じる代表的な手続きをまとめたものです。

今回の町名地番変更に係る手引きとしてご活用ください。

～ 目 次 ～

- ◆ 今回お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 住所変更に伴う手続きの開始について・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 郵便番号について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 本籍について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 住所変更に伴う諸手続きについて・・・・・・・・・・ 3
- ◆ 住所変更のお知らせ用はがきについて・・・・・・・・・・ 12
- ◆ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ◆ 関係機関案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

◆ 今回お届けしたもの

住所変更手続きのしおりの発送に伴い、下記の関係書類を各世帯・各事業所にお届けします。

住所変更手続きのしおり	この冊子です。
住所変更(所在地変更)のお知らせ	新たな予定住所(予定所在地)を記載しています。
商業・法人登記のてびき	所在地変更による法人等の変更登記に関する“てびき”です。
町名・地番図	新しい町名・町界、新地番を表示しています。
無料交付申請書(黄色) (1世帯あたり10枚)	住所変更証明書等の無料交付を受ける際に必要な申請書です。

◆ 住所変更に伴う手続きの開始について

換地処分公告(令和2年1月30日)により、翌日の令和2年1月31日(金)から住所が変更となります。

それに伴い、市役所で変更・更新の手続きを行うもの、また皆さまご自身で変更手続きをしていただくものなど様々な手続きが必要となりますが、市役所のデータ更新のため、変更申請や必要書類の交付等の手続きは、令和2年2月3日(月)からの開始となります。

※コンビニ交付について

住所変更日から日曜日(令和2年1月31日(金)、2月1日(土)、2月2日(日))については、住民登録のデータ更新のため、住民票等のコンビニ交付サービスを利用しないで下さい。

もし、利用された場合の返金等は致しかねますのでご了承ください。

◆ 郵便番号について

換地処分公告による字区域・地番の変更については、町名の変更はありませんので、郵便番号に変更はありません。したがって、郵便番号は従来通り以下の番号のままです。

山梨市上神内川 ⇒ 〒405-0018

◆ 本籍について

本籍については、市役所による変更・書き換えは行いません。

現在、地区内に本籍をお持ちの方で、新しい住所に本籍を移したい方は、令和2年2月3日以降に市役所市民課窓口で手続きを行ってください。

◆ 住所変更に伴う諸手続きについて

住所の変更に伴い、市役所などが住所の書き換えを行うものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

この“しおり”に、一般的な関係事項をまとめていますので、ご確認またはご参考にしてください。

公簿類

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類	
<input type="checkbox"/>	住民票 (住民基本台帳)	住民登録をして いる方	市民課 市民担当		<u>手続きの必要はありません。</u> 市役所が新しい住所に書き換えます。	
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票 (住所欄)					
<input type="checkbox"/>	戸籍簿	区域内に本籍を 置いている方			<u>手続きの必要はありません。</u> ※本籍を新しい住所に変更したい方は、2月3日以降、変更の手続きをしてください。	
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書 (印鑑登録原票)	印鑑登録をして いる方			<u>手続きの必要はありません。</u> 市役所が新しい住所に書き換えます。 お持ちの印鑑登録証(カード)は、引き続きご利用できます。	
<input type="checkbox"/>	固定資産税 課税台帳	区域内に不動産 をお持ちの方		税務課 固定資産税担当		<u>手続きの必要はありません。</u> 地籍図の変更が令和2年中になるため、現況を反映した課税は令和3年度からになります。
<input type="checkbox"/>	選挙人名簿 (住所欄)	選挙権のある方		総務課 文書法制担当		<u>手続きの必要はありません。</u> 選挙管理委員会が新しい住所に書き換えます。

法務局（登記）関係

チェック	公簿名	法務局が職権で書き換えるもの
<input type="checkbox"/>	土地全部事項証明書 (旧土地登記簿)	「表題部の所在欄」… <u>手続きの必要はありません。</u> ※法務局において新しい地番に変更されます。
<input type="checkbox"/>	建物全部事項証明書 (旧建物登記簿)	ただし、登記名義人などの住所については、申請があるまで変わりませんので、 <u>ご自身で手続きが必要</u> となります。 (下記の表を参照してください。)

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
不動産の登記(土地・建物)					
<input type="checkbox"/>	不動産(土地・建物)の所有者の住所変更	国内の土地・建物を所有者として登記している方	甲府地方 法務局	期限はありませんが、登記閉鎖解除後、 <u>すみやかに手続き</u> を済ませてください。	○登記申請書 ○住所変更 証明書
<input type="checkbox"/>	不動産(土地・建物)の抵当権者などの住所変更	国内の土地・建物に、抵当権・賃借権・仮登記など、権利者として登記している方	055 (252)7151 〔代表〕	※換地処分公告後、 <u>1か月程度</u> は、登記閉鎖により手続きできませんのでご注意ください。	※詳しくは法務局へご確認ください。

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
会社・法人の登記					
<input type="checkbox"/>	商業登記や法人登記の本店(主たる事務所)の所在地変更	登記している会社・法人の代表者	甲府地方 法務局 法人登記部門	【本店】 実施日以降～ <u>2週間以内に変更手続き</u> をしてください。	○登記申請書 ○所在地変更 証明書 ※詳しくは法務局へご確認ください。
<input type="checkbox"/>	商業登記法人登記の支店(従たる事務所)の所在地の変更			【支店】 実施日以降～ <u>3週間以内に変更手続き</u> をしてください。	
<input type="checkbox"/>	商業登記や法人登記の代表者等の住所変更				

※この土地区画整理事業による住所・所在地変更のための登記の場合、住所変更証明書等があれば登録免許税(印紙)が免除されます。

通知カード・個人番号カード

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/>	通知カード (マイナンバー)	通知カードをお持ちの方	市民課 市民担当	<u>2月3日以降、 変更の手続き</u> をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カード (全員分) ○印鑑 ○本人確認書類 (来庁される方) 運転免許証 パスポート 保険証 等 ※別世帯の方が代理で手続きされる場合は事前にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	個人カード (マイナンバー)	個人番号カードをお持ちの方			<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカード ○印鑑 ※原則として手続きはご本人となります。代理で手続きされる場合は、事前にお問い合わせください。

住民基本台帳カード

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード (写真あり)	住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 市民担当	<u>2月3日以降、 変更の手続き</u> をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳カード ○印鑑 ※変更手続き時に暗証番号が必要となります。
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード (写真なし)				<u>手続きの必要はありません。</u>

在留カードなど

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□	在留カード	カード・証明書をお持ちの方	市民課 市民担当	<u>2月3日以降、変更の手続きを</u> してください。	○在留カード
	特別永住者証明書				○特別永住者証明書

自動車・オートバイ等

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類	
□	自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	運転免許証をお持ちの方	日下部警察署 0553 (22)0110 または 県内の警察署	<u>2月3日以降、すみやかに変更手続きを</u> してください。	【住所の変更】 ○運転免許証 ○住所変更証明書 【本籍の変更】 ○運転免許証 ○本籍変更証明書	
□	普通自動車の車検証の住所変更	所有者又は使用者	山梨運輸支局 050 (5540)2039	<u>2月3日以降、変更手続きを</u> してください。	○車検証 ○住所変更証明書 ○検査証記入申請書(有料) ○使用者の印鑑 ○車庫証明	
□	自動二輪(126cc以上の)車検証の住所変更				軽自動車 検査協会 山梨事務所 050 (3816)3121	※必要な書類等については、問い合わせ先にご確認ください。
□	軽自動車の車検証の住所変更					
□	原付自動車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	所有者	税務課 市民税担当	<u>手続きの必要はありません。</u> 市役所が新しい住所に書き換えます。		

年金関係

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
□	年金加入者の住所変更	第1号被保険者※	<u>届出の必要はありません。</u>		
		第2号被保険者※	<u>勤務先へご確認ください。</u>		
		第3号被保険者※			
□	60歳以上で年金の請求申請がお済みでない方の住所変更	60歳以上で年金の請求がお済みでない方	日本年金機構 甲府年金事務所 055 (252) 1431	<p><u>原則、届出の必要はありません。</u></p> <p>ただし、介護施設入所等のために、通知書等送付先住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届(年金待機用)」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は甲府年金事務所にご確認ください。</p> <p>※「住所変更届(年金待機用)」は、市役所市民課にもご用意してあります。</p>	
□	年金受給者の住所変更	国民年金受給者	市民課 国保年金担当	<p><u>原則、届出の必要はありません。</u></p> <p>ただし、介護施設入所等のために、通知書等送付先住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。</p> <p>※「住所変更届」は、市役所市民課にもご用意してあります。</p>	
		厚生年金受給者			
		共済年金受給者	<u>各共済組合へご確認ください。</u>		

※第1号被保険者…国民年金に加入の自営業などの方

※第2号被保険者…厚生年金や共済組合の加入者

※第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている妻又は夫

国民健康保険関係

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 被保険者証	被保険者証をお持ちの方	市民課 国保年金担当		<p><u>手続きの必要はありません。</u></p> <p>2月上旬に世帯主様宛に新しい住所が記載されたものを郵送いたします。</p>
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 高齢受給者証	受給者証をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 限度額適用認定証	認定証又は受療証 をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 限度額適用・ 標準負担額減額認定証				
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 特定疾病療養 受療証				
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 被保険者資格 証明書	証明書をお持ちの方			

福祉・医療・その他保険関係

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要書類
<input type="checkbox"/>	生活保護受給者証	受給者証をお持ちの方	福祉課 生活保護担当	<u>2月3日以降、すみやかに変更手続きをしてください。</u>	○受給者証 ○印鑑
<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給資格者証	受給資格者証をお持ちの方	福祉課 障害福祉担当	<u>2月3日以降、すみやかに記載事項変更手続きをしてください。</u>	○受給資格者証 ○印鑑
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	手帳をお持ちの方		<u>2月3日以降、すみやかに変更手続きをしてください。</u>	○手帳 ○印鑑
<input type="checkbox"/>	療育手帳				
<input type="checkbox"/>	障害者福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方		<u>手続きの必要はありません。</u> ただし、表示の訂正をご希望の方は2月3日以降、変更手続きが可能です。	
<input type="checkbox"/>	精神保健福祉手帳	手帳をお持ちの方			○手帳 ○印鑑
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証	受給者証をお持ちの方		<u>2月3日以降、すみやかに変更手続きをしてください。</u>	○受給者証 ○印鑑
<input type="checkbox"/>	育成医療受給者証				○受給者証 ○印鑑
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当証書	証書をお持ちの方		<u>2月3日以降、すみやかに変更手続きをしてください。</u>	○特別児童扶養手当証書 ○印鑑
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当	手当を受けている方		<u>手続きの必要はありません。</u>	
<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当				
<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当				

福祉・医療・その他保険関係

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要書類
<input type="checkbox"/>	こども医療費受給者資格証	資格証をお持ちの方	子育て支援課 子育て支援担当	2月上旬に新しい住所が記載された受給者証を郵送します。	<u>手続きの必要はありません。</u>
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証	受給者証をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	児童手当	手当を受けている方			
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当				
<input type="checkbox"/>	養育医療券	医療券をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証	被保険者証をお持ちの方	市民課 国保年金担当	2月上旬に新しい住所が記載されたものを郵送します。	<u>手続きの必要はありません。</u>
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療限度額適用認定証	認定証をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証				
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療特定疾病療養受療証	受療証をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	介護保険課 介護保険担当	新しい住所が記載されたものを郵送いたします。	<u>手続きの必要はありません。</u>
<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証	認定証をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証	負担割合証をお持ちの方			
<input type="checkbox"/>	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	確認証をお持ちの方			

その他

チェック	変更の種類	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
<input type="checkbox"/>	犬の登録	登録をされている方	環境課 生活環境担当	<u>手続きの必要はありません。</u> 市役所が新しい住所に書き換えます。	
<input type="checkbox"/>	図書館利用者カード	利用者カードをお持ちの方	教育委員会 生涯学習課 市民会館・図書館担当	<u>2月3日以降、変更手続き</u> をしてください。	住所の変更がわかる公的書類又は身分証等
<input type="checkbox"/>	体育施設利用者登録	登録している方	教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興担当		
<input type="checkbox"/>	上水道使用者の住所変更	上水道の使用者	水道課 庶務担当	<u>手続きの必要はありません。</u> 市役所が新しい住所に書き換えます。	
<input type="checkbox"/>	下水道使用者の住所変更	下水道の使用者	下水道課 管理担当	<u>手続きの必要はありません。</u> 市役所が新しい住所に書き換えます。	

チェック	変更の種類	手続きの内容
<input type="checkbox"/>	旅券 (パスポート)	<p>旅券(パスポート)の「所持人記入欄」に住所を記載している方は、<u>ご自身で旧住所を2本線で消し、新しい住所を記入して下さい。</u> ※修正液等の使用は不可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>記入例) 1777番地 山梨県山梨市上神内川1200番地1</p> </div>
<input type="checkbox"/>	勤務先・学校など	<u>ご自身で勤務先(会社)、学校などへ住所変更手続きをして下さい。</u> なお、 <u>山梨市立小・中学校へ通学している場合は、手続き不要</u> です。
<input type="checkbox"/>	公共料金	<u>電力会社、ガス会社、電話会社、NHKはお問い合わせください。</u>
<input type="checkbox"/>	生命保険 自動車保険等	<u>各保険会社等にお問い合わせください。</u>
<input type="checkbox"/>	銀行等	<u>各金融機関等にお問い合わせください。</u>

なお、上記以外の各種証などをお持ちの場合や、個人で契約や届出をしているものについては、それぞれの機関などにお問い合わせください。

◆ 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所をご親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための「住所変更表示のお知らせはがき」が1世帯あたり50枚、山梨郵便局より無料提供されます。

「住所変更表示のお知らせはがき」は、年明けに送付いたします。

◆ その他

(1) 「住所変更証明書」について

山梨市役所以外で当該本人が住所変更する際に、住所変更の事由が区画整理であることを証明すると、手数料が免除されるケースがありますので、手続き先にご確認ください。

住所変更証明書は換地処分の公告があった日以降（**2月3日（月）**から）に、山梨市役所市民課窓口にて**無料で交付**いたします。

必要な方は、同封しました「無料交付申請書」で、市民課窓口へ申請してください。

但し、無料交付は令和2年7月31日までとなります。

なお、申請の際に本人確認ができるもの（運転免許証やパスポート、健康保険証等）をご持参ください（旧住所、新住所どちらでも構いません）。

(2) 「住民票」の手数料免除について

申請・届出先によっては、住民票の添付を求める場合があります。住民票の交付には手数料が発生しますが、**地番変更以降（2月3日（月））から6ヶ月間（半年が経過した月の末日である令和2年7月31日までの間）**は、手数料を免除いたします。

ただし、自動交付機（コンビニ交付機）を利用される場合には対応できません。
必要な方は、同封しました「無料交付申請書」で、市民課窓口へ申請してください。

(3) 「所在地変更証明書」について（法人）

地番の変更があったことに伴い、所在地の表示が変更されたことを証明します。
必要となった場合は、山梨市役所都市計画課にて無料で発行させていただきます。
なお、申請の際に身分の確認できるもの（法人の関係者であることを証明できるもの）をご持参ください。

(4) 郵便物について

地番変更を実施するにあたり、施行地内を所管する山梨郵便局と打ち合わせを実施いたしましたところ、換地処分の公告日の翌日から一年間は旧住所・新住所のどちらであっても郵便物が届くことを確認いたしましたので、お知らせさせていただきます。

(5) このしおりの届出一覧は参考ですので、各種免許、許可証などの住所変更は、関係する窓口にお問合せのうえ、実施日以降（2月3日）手続き等をしてください。

◆ 関係機関案内

機 関 名	所 在	連絡先（代表）
山梨市役所	山梨市小原西 843	0553-22-1111
甲府地方法務局	甲府市丸の内 1-1-18 (甲府合同庁舎)	055-252-7151
日下部警察署	山梨市北 261	0553-22-0110
山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏 1000-9	050-5540-2039
軽自動車検査協会 山梨事務所	笛吹市石和町唐柏 792-1	050-3816-3121
日本年金機構 甲府年金事務所	甲府市塩部 1-3-12	055-252-1431
日本郵便株式会社 山梨郵便局	山梨市小原西 1043	0553-22-1160
山梨市立図書館	山梨市万力 1830	0553-22-9600



ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

★住所変更証明書等に関すること

山梨市 市民課 市民担当

★土地区画整理事業に関すること

山梨市 都市計画課 都市計画担当

電 話：0553-22-1111（代表）

ファックス：0553-23-2800